7　全紛争当事国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に合意する解決を得るようあらゆる努力を払う。このため、全紛争当事国は、次のことを行う。

(a)　事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b)　当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

(c)　事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。

8　協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

9　全紛争当事国以外の締約国は、協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、3に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、全紛争当事国に対し、当該協議に参加することを希望する旨の通報を行うことができる。当該通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。当該通報を行う締約国は、全紛争当事国が同意する場合には、当該協議に参加することができる。

第十九・七条　あっせん、調停又は仲介

1　全紛争当事国は、いつでも紛争解決の代替的な方法（あっせん、調停及び仲介を含む。）を任意にとることを合意することができる。当該紛争解決の代替的な方法のための手続は、いつでも開始することができ、また、いずれの紛争当事国も、いつでも終了することができる。

2　全紛争当事国が合意する場合には、1に規定する手続は、この章の規定に基づいてパネルが事案を検討している間も、継続することができる。

3　1に規定する手続に係る過程及び当該過程において紛争当事国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

第十九・八条　パネルの設置の要請

1　申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためのパネルの設置の要請（以下この章において「パネル設置要請」という。）を行うことができる。

(a)　被申立国が次のいずれかのことを行わない場合

(i)　第十九・六条（協議）5(a)の規定に従って協議要請に回答すること。

(ii)　第十九・六条（協議）6の規定に従って協議を開始すること。

(b)　次のいずれかの期間内に協議によって紛争を解決することができない場合

(i)　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、被申立国が第十九・六条（協議）1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後二十日の期間

(ii)　その他の事案については、被申立国が第十九・六条（協議）1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後六十日の期間

2　1の規定に基づいて行われるパネル設置要請には、問題となっている特定の措置を明示するとともに、パネルが取り扱う申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠（この協定の関連規定を含む。）についての詳細であって、問題を明確に提示するために十分なものを付する。

3　申立国は、1の規定に基づいて行うパネル設置要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4　被申立国は、1の規定に基づいて行われたパネル設置要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該パネル設置要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該パネル設置要請が行われた日が、被申立国が当該パネル設置要請を受領した日とみなされる。

5　1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルが第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置される。

第十九・九条　複数の申立てに関する手続

1　二以上の締約国が同一の事案に関するパネルの設置又は再招集を要請する場合において、実行可能なときは、当該事案に関する複数の申立てを検討するために単一のパネルを設置し、又は再招集すべきである。

2　単一のパネルが、別々のパネルが複数の申立てを検討したならば全ての紛争当事国が有したであろう権利がいかなる意味においても侵害されることのないように、検討を行い、かつ、全ての紛争当事国に対して認定及び決定を提出する。

3　同一の事案に関する複数の申立てを検討するために二以上のパネルが設置され、又は再招集される場合には、全ての紛争当事国は、同一の個人がそれぞれのパネルの構成員を務めることを確保するよう努める。それぞれのパネルは、自己の検討の日程について調整が図られることを最大限可能な限り確保するため、相互に及び全ての紛争当事国と協議する。

第十九・十条　第三国

1　全紛争当事国及び他の締約国の利害関係は、パネルの手続において十分に考慮される。

2　パネルに付託された事案について実質的な利害関係を有する締約国は、次のいずれかの規定に基づいて要請が行われた日の後十日以内に全紛争当事国に対して自国の利害関係を通報することができる。

(a)　第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定

(b)　第十九・十六条（履行状況の審査）1の規定

(c)　第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定

通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

3　2の規定に基づいて自国の実質的な利害関係を通報する締約国は、第三国としての権利及び義務を有する。

4　各紛争当事国は、秘密の情報を保護する場合を除くほか、中間報告書が発出される前に作成する意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及び質問に対する書面による回答をパネルに提出する時に、これらの文書を各第三国に利用可能なものとする。

5　第三国は、次の権利を有する。

(a)　秘密の情報を保護する場合を除くほか、パネルが中間報告書を発出する前に全紛争当事国と行う第一回審理及び第二回審理に出席する権利

(b)　第一回審理の前に意見書を少なくとも一度提出する権利

(c)　第一回審理中に特別に開催される会合において、パネルへの口頭による陳述を行い、及びパネルからの質問に回答する権利

(d)　パネルから第三国への質問に対して書面により回答する権利

6　第三国は、意見書その他の文書をパネルに提出する場合には、全紛争当事国及び他の第三国に対してこれらの文書を同時に提供する。

7　パネルは、全紛争当事国の同意を得て、第三国に対し、当該第三国のパネルの手続への参加に関し、追加的又は補足的な権利を与えることができる。

第十九・十一条　パネルの設置及び再招集

1　第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルがこの条の規定に従って設置される。

2　パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三人のパネルの構成員から成る。この条の規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、10及び13に規定する要件に適合するものとする。

3　全紛争当事国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から十日以内に、紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成するための手続について合意に達するために協議を開始する。15及び16の規定の適用に当たっても、その合意された手続が用いられるものとする。

4　全紛争当事国が第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合には、紛争当事国は、その後いつでも、5から7までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の紛争当事国に通報することができる。その通報が行われた場合には、パネルは、5から7までの規定に従って構成される。